

「増値税にかかる若干政策に関する通知」

2005 年 11 月 28 日

日本貿易振興機構（ジェトロ） 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

財政部、国家税務総局増値税にかかる若干政策に関する通知

財税[2005]第 165 号

2005 年 11 月 28 日付けで財政部国家税務総局通知(財税[2005]第 165 号)が公表され、増値税徴収の要否、納税義務発生時点などについての指針が示されました。

同通知は以下のとおり13項目にわたりQ&A方式で解説されており、今後、同様の事案についての手続き、処理の指針となりますのでご注意ください。

一、自社生産貨物を販売し増値税労務に提供すると同時に建築業労務を提供する場合の増値税徴収、納税義務発生時点の確定について

『国家税務総局 納税人が自社生産貨物を販売し増値税労務に提供すると同時に建築業労務に提供する場合の流通税徴収問題に関する通知(国税発[2002]117 号)』の規定に従い、納税人が自社生産貨物を販売し増値税労務に提供すると同時に増値税を徴収することが適当な建築業労務を提供する場合、その増値税納税義務発生時点は「中華人民共和国増値税暫定施行条例実施細則」第 33 条の規定により執行する。

二、企業の貨物委託代理販売のプロセスの中で、代理販売目録のない貨物の納税義務発生時点の確定について

(一)納税人が代理販売方式により貨物を小売販売し、代理販売目録が到着する前に既に全部あるいは一部の商品代金を受領している場合は、その納税義務発生時点は商品代金の全部あるいは一部を受領したその日とする。

(二)代理販売商品を発送後 180 日を超えても、なお代理販売目録および商品代金を未受領の場合は、売買成立とみなし、一律に増値税を徴収する。その納税義務の発生時点は代理販売商品発送の日から満 180 日目にあたる日とする。

三、個別貨物輸入段階(原文;環節)と国内段階並びに国内地区間の増値税率の執行が不一致の場合の仕入額控除の問題について

輸入段階および国内段階並びに国内地区間における個別貨物(例;初級農産品、鉱産品等)の増値税適用率の執行が不一致な場合に対しては、納税人は取得した増値税専用発票と税関の輸入関税納税証明書に明記された増値税額により仕入税額を控除する。

主管税務機関が同一の輸入段階と国内段階並びに地区の間の増値税適用税率が不一致であることを発見した場合は、関連状況を所轄の直属上級税務機関へ逐次報告し、直属上級税務機関において明確にする。

四、増値税の控除をしてはならない収入税額の計算区分の問題について

納税人が兼営による免税項目あるいは非課税項目(固定資産の建設仮勘定を除く)が控除してはならない仕入税額を明確に区分できない場合は、以下の公式により控除してはならない収入税額を計算する。

控除してはならない収入税額=(当月全仕入税額-当月の区分可能な課税項目、免税項目及び非課税項目に使用した仕入税額)×(当月の免税項目小売販売額、非課税項目合計)/(当月の全売上額、営業額の合計)+当月の区分可能な免税項目及び非課税項目に使用した仕入税額

五、増値税一般納税人(以下、「一般納税人」という)が小規模納税人に変更される場合の問題

納税人が一旦、正式に一般納税人に認定された場合は、再び小規模納税人に変更してはならない。指導期間の一般納税人を小規模納税人に変更する場合の問題については引き続き「国家税務総局 新規設立商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関係問題に関する緊急通知(国税発明電[2004]37号)」の関連規定により執行する。

六、一般納税人資格登録取消時に存在する貨物および税額の控除処理をしていない場合の問題

一般納税人が資格登録を取消す、あるいは指導期間一般納税人資格が取消されたため、小規模納税人に変更される場合、当該存置貨物(在庫)について収入税額の転出処理をすることはできない、また、税額控除未処理をもって税金額を還付することはできない。

七、運輸発票の控除問題

(一)一般納税人が仕入または販売する貨物(東北以外の地区の固定資産を除く)が鉄道輸送を行い、鉄道部門が発行した運輸発票を取得し、その結果、鉄道部門が発行した鉄道運輸発票の託送人または荷受人名称がそれと一致しないが、鉄道輸送発票の託送人欄または備考欄に当該納税人の名称(手書きは無効)が記載されている場合は、当該運輸発票は仕入額の控除証憑とすることができ、仕入税額控除計算を許可する。

(二)一般納税人が生産経営プロセスにおいて支払う運輸費用は仕入税額控除計算を許可する。

(三)一般納税人が取得する国際貨物運輸代理業の発票と国際貨物運輸発票は仕入税額控除計算してはならない。

(四)一般納税人が取得した一括発行の運輸発票は、運輸企業が発行し財務専用印または発票専用印が押印された運輸明細書を添付した場合は、仕入税額控除計算を許可する

(五)一般納税人が取得した項目記載が不完全な運輸発票(運輸明細書の添付された一括発行運輸発票を除く)は、仕入税額控除計算をしてはならない。

八、公益事業に従事する納税者が受け取る一回限りの費用に対して増値税を徴収するか否かの問題

熱エネルギー、電力、ガス、水道等の公益事業に従事する増値税納税人が受け取る一回限りの費用に対して、貨物の販売数量と直接関係がある場合は増値税を徴収する。

貨物の販売数量と直接関係が無い場合は増値税を徴収しない。

九、納税人が行政部門を代行して受け取る費用に対して増値税を徴収するか否かの問題

納税人が関係の行政管理部門を代行して受け取る費用が、同時に以下の条件に合致している場合には、価格外費用に属せず、増値税を徴収しない。

(一)国務院、国務院関係部門または省級政府の認可を経ていること

(二)財政部門の使用認可を経た行政事業の料金受領専用領収書を発行すること

(三)受取料金の全額を財政に納付する、あるいは財政に納付しないが政府管理部門が監督管理し、専用の会計で専用に支出すること

十、保険費、車両購入税、ナンバープレート費を代行徴収に関する問題

納税人が貨物販売と同時に保険代行し購入側から受け取る保険費および自動車販売に従事する納税者が購買

側から受け取り購買側を代行して納税する車輛購入税、ナンバープレート費は価格外費用とはすることはできず、増値税を徴収する。

十一、コンピューター・ソフトウェア製品の増値税徴収に関する問題

(一)組込式ソフトウェア(原文; 嵌込式軟件)は財政部、国家税務総局『ソフトウェア産業とIC回路産業の発展を奨励することに関する税收政策問題に関する通知(財税[2000]25号)』に規定する増値税優遇政策を享受するソフトウェアに該当しない

(二)納税人のソフトウェア製品の販売、あるいは販売と一緒に受け取るソフトウェアインストール費用、メンテナンス費用、研修費等の収入は、増値税混合販売に関連する規定に従い増値税を徴収し、並びにソフトウェア製品の増値税即徴収即還付政策を享受することができる。

ソフトウェア製品の引渡し使用後に、每期、または毎回受け取るメンテナンス、技術サービス費研修費等は増値税を徴収しない。

(三)納税人がソフトウェア製品の開発を受託し、著作権が受託者側に属する場合は増値税を徴収する。著作権が委託側に属する場合または双方共同に属する場合は増値税を徴収しない。

十二、印刷企業が自ら紙類を購入し、出版機関の委託を受け新聞書籍雑誌等の印刷物を印刷する場合の徴税問題

印刷企業が出版機関の委託を受け自ら紙類を購入し、統一の刊行コードナンバー(CN)が印刷されている場合、および国際基準の書籍編集を採用した図書、新聞と雑誌は貨物販売に倣って増値税を徴収する。

十三、会員費収入について

増値税納税人が受け取る会員費収入に対しては増値税を徴収しない。

以 上